

## 「地方財政の状況」（地方財政白書）について

「地方財政の状況」（地方財政白書）は、地方財政法第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で71回目になる。

地方財政法第30条の2第2項の規定により、地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととされている。

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）抄

（地方財政の状況に関する報告）

第三十条の二 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

### （参考）昨年度の実績と今年度の予定

	令和4年版 (令和2年度決算)	令和5年版 (令和3年度決算)
地方財政状況調査 照会	令和3年5月14日	令和4年5月13日
決算統計(速報)公表	9月30日	9月30日
決算統計(確報)公表	11月30日	11月30日
地方財政審議会への目次案についての説明	令和4年2月4日	令和5年1月24日
地方財政審議会 決裁	3月4日	3月上旬
閣議決定、国会報告	3月25日	3月中旬